○「消費者行政新未来創造オフィス（仮称）」を平成29年度に開設する。同オフィスは、消費者庁及び（独）国民生活センターの職員のほか、徳島県及び周辺地域の行政、企業、学術機関等からの人材も含めた多様な人員構成とする。

○（独）国民生活センターについては、徳島県において、主として関西、中国・四国地域の対象者を中心とした研修を継続するとともに、徳島独自の研修も実施する。また、徳島県周辺も含めた大学、医療機関、研究施設等を活用しつつ、徳島県の協力を得ながら、徳島県を実証フィールドとした、相模原施設では実施できなかった先駆的な商品テストのプロジェクトを実施する。

○「消費者行政新未来創造オフィス（仮称）」の取組は、徳島における同オフィスの恒常的な設置、規模の拡大に向けた試行としても位置づけ、３年後を目途に検証・見直しを行って、結論を得る。

阪神高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

平成29年阪神高速公告第25号

平成21年阪神高速公告第10号で公告しました阪神高速道路の料金の額及び徴収期間について、その一部を平成29年10月25日から下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成29年10月24日

阪神高速道路株式会社
代表取締役社長　幸　　和範

記

１．記Ⅰ〔１〕４⑴⑥ロを次のとおり改める

ロ　Kansai Expressway Pass

ａ　割引を適用する自動車

記ｃに定める期間のうち連続する２日間から10日間までのいずれかの間に、記ｄに定める区間内のインターチェンジ相互間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。）するＥＴＣ車のうち出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第２条の２に定める本邦の在留資格を持つ外国人又は外国政府が認めた当該国の永住権を持つ者が利用する普通車（ただし、西日本高速道路株式会社及び阪神高速道路株式会社が別に定めるところにより、記ｂ⑷の割引の適用を受けるための西日本高速道路株式会社への申込又は記ｂ⑷及びｂ⑹の割引の適用を受けるための西日本高速道路株式会社及び阪神高速道路株式会社への申込（以下「割引申込」という。）がなされ、かつ、西日本高速道路株式会社が指定するレンタカー会社が貸与する自動車及びＥＴＣクレジットカードを使用する場合に限る。）。

ｂ　割引を適用した後の料金の額

⑷　Kansai Expressway Pass

記ｄ⑷に定める区間の通行に係る料金の合計額は、割引申込により指定された日数の別に次表の額とする。

日数	料金
２日間	5,500円
３日間	6,500円
４日間	7,500円
５日間	8,500円
６日間	9,500円
７日間	10,500円
８日間	11,500円
９日間	12,500円
10日間	13,500円

⑹　Kansai Expressway Pass（阪神高速オプション）

記ｄ⑹に定める区間の通行に係る料金の合計額は、割引申込により指定された日数に応じて次表の額とする。

日数	料金
２日間から５日間	1,700円
６日間から10日間	2,500円

ｃ　割引を実施する期間

平成29年10月25日から平成29年12月17日までの間

ｄ　割引を適用する区間

⑷　Kansai Expressway Pass

記３⑶の区間、西日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道西宮線の八日市インターチェンジから西宮インターチェンジまで、高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線の甲賀土山インターチェンジから大津ジャンクションまで、城陽インターチェンジから八幡京田辺インターチェンジまで、高槻ジャンクション（新名神）から川西インターチェンジまで（ただし、当該区間に係る供用開始の日から適用する。）、草津ジャンクションから大津ジャンクションまで及び高槻ジャンクション（新名神）から高槻ジャンクション（名神）まで（ただし、当該区間に係る供用開始の日から適用する。）、高速自動車国道近畿自動車道敦賀線の吉川ジャンクションから小浜インターチェンジまで、高速自動車国道中国縦貫自動車道の吹田ジャンクションから佐用インターチェンジまで並びに高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線の神戸ジャンクションから赤穂インターチェンジまでの区間並びに高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線、高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線、高速自動車国道関西国際空港線、一般国道１号及び478号（京滋バイパス）、一般国道１号（第二京阪道路）、一般国道２号（第二神明道路）、一般国道24号（京奈和自動車道（京奈道路））、一般国道42号（湯浅御坊道路）、一般国道478号（京都縦貫自動車道）、一般国道481号（関西国際空港連絡橋）並びに一般国道165号及び一般国道166号（南阪奈道路）の全区間、中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道西宮線の米原ジャンクションから八日市インターチェンジまで、高速自動車国道北陸自動車道の敦賀インターチェンジから米原ジャンクションまで及び高速自動車国道近畿自動車道敦賀線の小浜インターチェンジから敦賀ジャンクションまでの区間、京都府道路公社が管理する丹波綾部道路及び綾部宮津道路の全区間、奈良県道路公社及び大阪府道路公社が管理する第二阪奈有料道路の全区間、大阪府道路公社が管理する南阪奈有料道路及び堺泉北有料道路の全区間並びに兵庫県道路公社が管理する播但連絡道路及び遠阪トンネルの全区間

⑹　Kansai Expressway Pass（阪神高速オプション）

阪神高速道路（ただし、記３⑶のみを通行する場合を除く。）

ｅ　割引相互間の適用関係

Kansai Expressway Passの適用を受ける自動車には、重複して割引を適用しないものとする。